

よくある質問Q&A

～小売ロス削減総合対策～

Ver.1

公益財団法人 東京都環境公社 環境共生部
東京サーキュラーエコノミー推進センター
(略称：T-CEC)

令和6年5月

1. 交付申請について

Q 1 事業期間はいつまででしょうか。

A 1 各期間は以下のとおりです。

申請受付期間：令和6年5月30日から令和7年12月31日まで

事業実施期間：交付決定日が属する月から起算して12か月の間まで

(例：令和6年9月10日に交付決定された場合は、令和6年9月10日から令和7年8月31日までが事業実施期間となります。ただし、交付決定時期に関わらず、令和8年3月31日を超えることはできません。)

Q 2 複数の補助メニューを組み合わせて補助金の交付申請をすることはできますか。

A 2 申請いただけます。

例：店舗で販売期限の切れたパンを急速冷凍し、近隣のフードバンクに寄贈することで食品ロスを削減したい場合、「3.急速冷凍機の導入支援」及び「5.賞味期限前の食品寄贈に係る輸送費支援」の補助メニューを申請

Q 3 都内に2店舗運営しているのですが、それぞれの店舗で補助金の交付申請をすることはできますか。

A 3 店舗ごとに補助金を活用いただけます。申請に当たって作成いただく書類には、事業者単位のもの店舗単位のものがあります。詳細は公募要項をご確認ください。

Q 4 補助金の上限金額を教えてください。

A 4 補助メニューごとに上限額が異なりますので、公募要項をご確認ください。

また、複数メニューを組み合わせて申請が可能ですが、1事業者当たりの補助上限額は1,500万円となります。

2. メニューNo.5「賞味期限前の食品のフードバンクへの寄贈に係る輸送費支援」

Q 1 「食品の提供・譲渡に関する協定書」及び「誓約書」は店舗ごとに提出する必要がありますか。

A 1 店舗ごとに提出いただく必要はありません。事業者単位でご提出をお願いします。

Q 2 申請者の本社所在地が都外で、食品を寄贈する店舗所在地が都内の場合、補助の対象となりますか。

A 2 寄贈する店舗所在地が東京都内の場合、補助対象となります。

Q 3 食品の寄贈は定期的又は複数回実施する必要がありますか。

A 3 1回限りの食品寄贈も補助対象となります。

なお、定期的を実施する事例として、

3,000円/回×4回/月×12月/年=144,000円（補助上限額）

としています。

Q 4 補助金の交付申請は、食品を寄贈するごとに行う必要がありますか。

A 4 食品を寄贈する前に補助金の交付申請をいただく必要がございますが、一度の申請・交付決定で複数回の寄贈が可能です。

Q 5 フードバンクと贈与協定を締結していません。締結先のフードバンクに指定はありますか。

A 5 TOKYO サーキュラーエコノミーアクション WEB サイト上にある寄贈候補先のフードバンク一覧がございますので、参考にしてください。

また、締結先の指定はございません。

（フードバンク一覧 <https://www.circulareconomy.metro.tokyo.lg.jp/subsidized-business/kouri-sogo/list-of-food-banks>）

Q 6 TOKYO サーキュラーエコノミーアクション WEB サイト上にある寄贈候補先のフードバンク一覧にないフードバンクへの寄贈は可能ですか。

A 6 可能です。

Q 7 寄贈する食品はどういったものが対象でしょうか。

A 7 次の要件を満たす食品が対象となります。

ア 都内にある補助対象事業者の店舗等で販売していたものであること。

イ 賞味期限前であること。

ウ 未開封で破損していないこと。

※缶詰などの加工食品、米、防災備蓄品、菓子、飲料、冷凍食品が対象です。

※アルコール類（料理酒は除く）は対象外です。

※受入可能な常温保存の食品は、フードバンクによって異なりますので、寄贈先のフードバンクに確認してください。

Q 8 バイク便は補助金対象となりますか。

A 8 補助対象です。補助金申請の際に、宅配便と同様に、配送伝票（写し）が必要です。